

看護職の魅力発信事業公募実施要領

看護職の魅力発信事業の内容及び当該業務に係る公募型プロポーザルの応募要件、手続き、審査等について、以下のとおり定める。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

看護職の魅力発信事業

(2) 業務の目的

将来的な看護人材の安定的な確保に向け、看護師等を志望する若者を増やすため、女子生徒だけでなく、これまで進路希望の少なかった男子生徒にも積極的に県内で看護職として働く魅力を発信する事業を展開し、県内看護学生の確保・定着を図ることを目的とする。

(3) 内容

① 中高生及びその保護者等に看護職の魅力を発信する啓発動画の制作・発信

② やまがた看護職ポータルサイトの制作

(詳細は、別添「看護職の魅力発信事業業務委託基本仕様書」のとおり)

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(5) 提案上限額

2,370千円(消費税及び地方消費税を含む)

2 応募に関する事項

(1) 応募資格

次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

② 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)又は消費税を滞納していないこと。

③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること(加入する義務がない場合を除く。)

④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱(平成15年4月1日施行)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

⑥ 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有するものを含む。))が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められること。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力

- 団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 公募実施要領に定めた資格・要件が備わっていない場合
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書が公募実施要領等で示した要件に適合しない場合
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑤ 提案の内容が提案上限額を上回る場合
- ⑥ 守秘義務、個人情報保護の方針が定められていない場合
- ⑦ 経費の積算に妥当性がない場合
- ⑧ その他、選定委員会において不適切と認められた場合

3 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類等

- ① 看護職の魅力発信事業受託申請書(別紙1)
- ② 法人等概要(別紙2)
- ③ 業務実績等記載調書(別紙3)
- ④ 事業の実施体制に関する計画等(別紙4)
- ⑤ 企画提案書(別紙5)
- ⑥ 誓約書(別紙6)
- ⑦ 経費見積書(別紙7)
- ⑧ 守秘義務、個人情報保護の方針及び周知方法が分かるもの

(2) 受付期間

令和8年7月27日(月)～令和8年8月28日(金)

(3) 提出方法

「7 提出・問合せ先」まで、持参又は郵送により提出(A4版で4部)すること

- ① 持参の場合：月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで
(事前に電話連絡の上、提出書類一式を持参すること。)
- ② 郵送の場合：令和8年8月28日(金) 必着

4 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

山形県健康福祉部医療政策課が設置する選定審査会において、申請のあった企画提案について、別紙評価基準に基づき審査を行い、最も優れた事業者（以下「受託候補者」という。）を選定する。

(2) 提案者が1者のみ又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者が無い場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

(3) 契約方法

受託候補者との随意契約とし、業務内容を調整のうえ、見積を依頼する。

なお、受託候補者が「2 応募に関する事項」の（2）に該当することが後日判明した場合には、契約を締結しないことがある。この場合、次点者と契約の交渉を行うものとする。

(4) 結果の通知

令和8年9月下旬を目途に、提案者全員にその結果を通知する。

5 企画提案作成等に関する質問・問い合わせについて

(1) 企画提案に関する一切の質問等は、電子メールにより行うものとし、件名を「看護職の魅力発信事業への問合せ」として、「7 提出・問合せ先」あてに送信すること。

(2) 質問書の受付期間

令和8年8月10日（月）午後5時までとする。

(3) 質問への回答

質問への回答は、県ホームページにより行う。

ただし、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした提案者のみに回答する。電話や口頭、受付期間以外の質問は受け付けない。

6 その他

(1) 提出された申請書等は、委託先の選定にのみ使用する。

(2) 申請に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された申請書等は返却しない。

(4) 提出された申請書等は、審査に必要な範囲で複製する。

(5) 本事業については、予算が成立しない等、県の都合により内容を変更・中止する場合がある。

7 提出・問合せ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部医療政策課 医師・看護師確保対策担当

電 話 023-630-3159（直通）

FAX 023-630-2301

Email kango@pref.yamagata.jp